

別紙

専 決 処 分 書

グリーンドーム前橋の設置及び管理に関する条例の改正について

グリーンドーム前橋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

グリーンドーム前橋の設置及び管理に関する条例（平成23年前橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表の(3)の表601会議室の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年5月1日から施行する。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年4月30日

前橋市長 山 本 龍